

前田育徳会 尊経閣文庫蔵 『九郎澄之物語』・『九郎殿物語』 翻刻

和田 英 道

細川勝元（応仁の乱における東軍の主将）の嫡子政元（文正元年へ一四六〇）永正四年（一五〇七）は、足利義澄を第十一代将軍に擁立して実権を握った人物であるが、「常は魔法をおこな」ったと記される（『細川両家記』）ように、修験道に凝り、生涯娶らなかった。このため政元には嗣子がなく、家督相続を心配する細川家宿老たちの勧めに従って、政元は、延徳三年（一四九一）二月、前関白九条政基の末子を養子に迎えた。この養子がのちの九郎澄之である。ところがその後、政元は、「我家は一門中より不持してはあしかるべし」（『細川両家記』）のように心変わりして、同族細川義春の男六郎澄元を嗣子に迎え入れて、澄之を丹波に下した。永正三年四月のことである。このために澄之派と澄元派の確執が生じ、その結果、永正四年六月二十三日夜、政元は暗殺された。以後、細川家の内訌は、將軍継嗣問題と絡まって、間断ない様相を呈することになる。

この政元暗殺事件を契機に頻発する争乱を描いた軍記には、『二川物語』（彰考館蔵・室町ごろ）（昭和五十三年九月 角川書店）に鶴崎裕雄氏が翻刻収載・『細川両家記』（一名『二川分流記』・正徳間記）『群

書類従』卷三八〇所収）・『細川大心院記』（一名『細川政元記』・土佐国下書状案文）『統群書類従』卷五八一所収）・『足利季世記』（増補史籍集覧）四所収）などがあり、また、『不問物語』（前田育徳会尊経閣文庫蔵）・『長享年後畿内兵乱記』（統群書類従 卷五八〇・増補史籍集覧）四所収）・『瓦林正頼記』（一名『松若物語』・統群書類従 卷五八一所収）・『陰徳太平記』（通俗日本全史）一三・一四他所収）・『重編応仁記』（増補史籍集覧）三所収）などもこれに言及している。

以下に翻刻する前田育徳会尊経閣文庫蔵『九郎澄之物語』（尊経閣文庫国書分類目録）では「澄之物語」と『九郎殿物語』は、ともに政元の暗殺、澄之と澄元の確執を材にしたものであるが、その中心をなすのは、題名に示されているとおり、九郎殿すなわち澄之の悲劇である。この二作品は小品ではあるが、同一素材を別人が、しかも、間近に事件の推移を見守った人物が著わした記録として、軍記物語の成立問題等に示唆を与える貴重な作品である。

この二つの作品に上掲の軍記を加えた考察は別稿を用意するので、本稿では両書の書誌的考察を記すに留める。その書誌は次のと

おりである。

〔九郎澄之物語〕

〔函架番号〕三一七〔貴重書〕〔外題〕なし〔但し表紙は後補。現在の扉書きが本来の外題である〕〔内題〕九郎澄之物語〔扉書き。別筆か。但し本文と同時代筆か〕〔巻冊〕一卷一冊〔書写年代〕室町末期〔寸法〕縦24.2、横21.0センチ〔装訂〕袋綴〔原裝〕〔料紙〕楮紙〔表紙〕黒鉄色無地紙〔近代に改装か。原表紙は現在の扉で、楮紙厚紙〔見返し〕楮紙〔表紙改装時のもの〕〔紙数〕遊紙尾のみ1丁、本文墨付15丁〔一面行数〕11、12行〔用字〕平がな交り〔書入れ〕墨書入れ〔同筆〕〔蔵書印〕なし〔奥書等〕跋文は翻刻参照。包紙に第五代加賀藩主前田綱紀〔松雲公〕が、「古本□史類／続丙部／澄之物語 一冊／此本者稲若水於故紙堆中／所得之元禄己卯六月二日／所献也恐是記者之親筆歟」と記す。〔元禄己卯〕は「元禄十二年（一六九九）」、「稲若水」は本姓「稲生」、加賀藩の物産学者で、『庶物類纂』の編者。その編纂資料博搜中に「故紙」の堆積した中より発見したものらしい。〔その他〕一筆。

〔九郎殿物語〕

〔函架番号〕三一一九〔貴重書〕〔外題〕なし〔内題〕九郎殿物語〔目録題。同筆〕〔巻冊〕一卷一冊〔書写年代〕室町末期か〔寸法〕縦24.9、横17.7センチ〔装訂〕袋綴〔原裝〕〔料紙〕斐楮交漉〔表紙〕黒鉄色無地紙〔近代に改装か。『九郎澄之物語』と同じ表

紙〔見返し〕楮紙〔表紙改装時のもの〕〔紙数〕遊紙尾のみ1丁〔後補〕、墨付18丁〔一面行数〕8行〔用字〕片カナ交り〔書入れ〕墨書入れ〔同筆〕〔蔵書印〕なし〔奥書等〕序文は翻刻参照。巻末に奥書「永正五年四月日 清水弥左衛門／光好〔花押〕」、また扉に「清水弥市郎殿／参」とある（いずれも同筆）が、「清水弥左衛門・弥市郎」ともに未詳〔その他〕一筆。

さて、『九郎澄之物語』について、松雲公は、「恐是記者之親筆歟」と見ている。この「記者」は「作者」の謂であるろうが、誤字・脱字・書写年代から推して、作者自筆とは認め難い。但し、原本からの転写回数は少ないようである。

次の『九郎殿物語』の包紙には、松雲公親筆で、「俟清叢書」という分類名が記されている。「俟清」とは疑問が解けるのを待つという意味であるが、松雲公が尊経閣文庫本に抱いた疑問というの、それが原本であるか否かの問題であったと思われる。

その尊経閣文庫本には、書誌の項で見たとおりの奥書があるが、『尊経閣文庫分目録』は、『九郎殿物語』の書写年代を「永正五年」としている。この奥書をそのまま採用したものとと思われる。確かに「清水弥左衛門光好」の下に描かれた花押は、筆も滯つてはおらず、また、『九郎殿物語』は、澄元が江在（香西）又六に攻め立てられて都を落ちた記事で終っているのだが、それは永正五年四月九日に起った事件（『後法成寺尚通公記』・『実隆公記』）であり、内容的にも奥書の年月「永正五年四月日」と矛盾しない。これらの点から考えると、奥書に見える「清水弥左衛門光好」を作者と見、「永正五年四月日」を『九郎殿物語』の成立年月と見ることも可能

である。

しかし、序文の「私曰、此物語旧頗ル有過レトモ、有憚改。予文書ニシテ不足力ハナリ。故ニ如旧本記畢」が、「清水弥左衛門光好」の手になるものであるならば、彼は作者ではなく、書写者であった可能性の方が大きい（序文の書き振りから考えて、「旧本」も光好作と見るのは無理であろう）。ただ、その「旧本」（原本と見做してよいだろう）も、既述のとおり、『九郎殿物語』の最新記事である澄元の都落ち以降、すなわち永正五年四月九日以降に書かれたものである。旧本が草されて新本（永正五年四月中に光好が書写した本）が書写されるまでの日数は、最大限二十一日間でしかない（この年の四月晦日は三十日）

のに、元の本を「旧本」と呼ぶであらうかという疑問が湧く。また、書風のにも永正五年よりも下るかと思われるので、現段階では尊経閣文庫本を、室町末期の転写本と見ておきたい。

なお、本書の扉には「清水弥市郎殿参」とあり、これによって本書が清水弥左衛門から同族と思われる清水弥市郎に書き与えられたようにも考えられる。しかし、もし本書が弥左衛門から弥市郎に贈られたものであるならば、奥書の後に宛名を書くのが普通である。この点から、扉にある「清水弥市郎殿参」は、反故を用いたために残存していた書き損じと見たい。

また、七丁と十七丁表裏は同筆でありながら、一見するとき、別筆の感がある。これは筆勢・字詰め・紙の焼け具合（紙質は同じ）・虫損箇所の違いなどによって生じる異和感であろう。恐らくこれは、書写後かなりの年月が立ってから、この二つの丁に何らかの誤りを発見した元の書写者が、この二丁を差し換えたことに起因する

ものであろう。

他に伝本としては、『九郎澄之物語』は内閣文庫（明治十三年写）に、『九郎殿物語』は東京大学史料編纂所（明治二十年写）に各一本が所蔵されているだけである。しかも、その二本とも尊経閣文庫本を書写したのだから、実質的には尊経閣文庫本のみ孤本ということになる。この点でも尊経閣文庫本の価値は大きいといえよう。

なお、本稿は昭和五十六年度高橋産業経済研究財団助成金による研究成果の一部である。

本稿の成るに際し、御教示を賜った尊経閣文庫常務理事太田晶二郎先生に、記して感謝申し上げます。

凡 例

(一) 本稿は前田青徳会尊経閣文庫蔵『九郎澄之物語』・『九郎殿物語』を、原本に忠実に翻刻したものである。

(二) 但し、翻刻に際しては、次の方針を採った。

- ① 漢字はすべて現行活字体に改めた。
- ② 片カナの「子」は「ネ」に改めた。
- ③ 合字は二字に開いた。
- ④ 判読不能箇所は□で示した。
- ⑤ 見せ消ちなどによる訂正箇所は、同筆のため、すべて訂正後の形を採用した。
- ⑥ 読みやすさを考え、私意に句読点・中黒・引用符を施した。

- ⑦ 各丁の終りは、(1オ)・(1ウ)のように示した。
 ⑧ 私注は()で囲い、他と區別した。

九郎澄之物語(扉題。本来の外題)

いつれの御かとの御時にやありけん、ほそ川のうきやうの大夫みなもとのまさもとと申ける人おはしける。いかなることにや、をんなにちかつかつことなき人にてまし／＼けるにより、子といふ事をなかりける。さるほどに、いゑのこらうとうよりあいて、しそんなきことをわひける。ある時、まさもとのたまひけるやうは、「我かしそんにたゞつねの人の子はおもひもよらぬこと也。九てうのくわんはく殿のわか君、三さいになり給ふをやうしたて(1オ)まつり、我あとをつかせまいらせんとおもふなり」とのたまへば、人々、「そのき(か脱カ)しるへし」と申あはれける。又、その中に、「かやうの御かたをやうしまいらせて、のちのよきゆみやのたねせ」とつふやく人もあり。されとも、まさもとのおもひたちたまふ事なれば、さし出でとかく(注1)のことを申人はなかりけり。さるほどに、うへはらのきのかみと申けるらうとうとりもちて、やかて九てうの御所へ此よし申されけり。御所には、此わか君ふしのいゑになしたてまつらん事、くち(1ウ)おしくはおほしめせ共、あまたの御しよにてまし／＼、又、すゑの御子なれば、三さいのわか君をかのみさとにそくたされける。すてにその日にもなりければ、上らふ御めのと、そのほか数／＼の女はうたちをそへまいらせられける。上らふの御かたは、れいせんの中將とのゝあねこにてそおはしましける。めのともわか君の三さい

ひの御としよりまいりたる人なり。ぬしのなは、なにかしともきこへぬ人にてそありける。さて、まさもと(2オ)のやかたにて、いつきかしつきそたてまいらせられける。御てゝにはやすとみちくこのかみ、御もりにはあきはのひつ中のかみ、御はゝにはやすとみちくこのかみの女はうにてそおはしましける。さてそのち(か脱カ)か、かのわかきみ十二の御とし神月廿日あまりのことなるに、かのめのとふしきの事ありてまさもとのきにちかひ、やかたのうちをいたされけるほどに、又、御てゝのもとよりことめのとをそまいらせられける。ぬしのなは、ほうこう(2ウ)のなにかしにてそありける。そのほかみのゝくにのちう人ときのみゝかみのらうとうにたかのせひこさへもと申ける人のさちよ(注2)、みのゝくにのいらんにみやこへのほり、まさもとへそいてゝ、わか君にそつきまいらせられける。みのゝらう人のしゆなとは、つねはかの女はうのしるへにより、かのやかたへそいて入ける。わか君をまさもとのわらへなそうめひまると申せしほどに、やかてさうめいとのと申ける。さて、とかくするほどに、さうめい殿十四と申ころかとよ(3オ)、まさもと心におほすやう、「わかすへの世を一もんにゆつらはや」とそおほしける。しかるに、まさもとの御一かあはのくにさんしうと申ける人の御まこに六郎すみもとと申けるを、やうしまいらせむとて、卯月なかはのころ、まさもととはひやうこのうらまてくたりたまひ、それよりあはのくにへ、いゑのこにうへのゝちふのせうと申ける人とやくしし与一と申けるひくわんと兩人くたされける。さるほどに、さうめひとのゝかたさまの人ゝは、「あはのくによりいかなることおや(3ウ)ことさたまりてきたりたまはんすらん」となにとなくきやく／＼としてあん

しわつらひ、のほりくたりの人々に、「さて、いかに〜」とさらぬよしにもてなし、その事となふとひたまひけれとも、たれしか〜とこたふる事もなかりける。さて、やゝありて、まさもとひやうこよりみやこへのほりたまふ。さて、やかた我たちへうつりたまふに、みな〜やゝ久しく、「何事や御入さふら」(共)と申たまへ共(共)あはのこととてはきたあるへんもまします。さて、とかくしてうめひ(4寸)との、十六のふゆのころ、まさもとのひくわんやくしゝ与一と申けるものゝい糸をしつらひて、うつしたてまつりける。むかひの御やかたとて、くに〜のさふらひを御かたしゆととしてあひそへまいらせて、その事となふひしめきわたりける。さるほとに、しはすの十六日にけんふくせさせまいらせんとて、一もん一かしゆくらうよりあつまり、おとなしゆにはかかう・やすとみ・なら・かうさひをはしめとして、せんれいのひきつけなとりいたし、「まさもとのい糸にけんふくして、御しよへ帰りたまふへし」とて、さま〜の(4ウ)よういありけり。すてに十六日にもなりしかは、色々きしきまことにゆゝしくそ見えける。御所へまいりたまいての御ありさま、めてたしとも申はかりなし。ほそかわの九郎みなもとのすみゆきとぞ申ける。さて、そのふゆもくれ、あらたまの年立かへり、よものはるへもかすみわたり、かきねのうくひすのもゝさへつりのこゑ〜も木々のこすゑをこつたひて、梅はちりさくらいまたさかぬおりふしに、かのまさもと、あはのくにの事又思ひ出て、六郎すみもとをよひのほせまいらすへきよし(5才)申あはれけるに、ほとなくさきへみよしのちくせんのかみと申物、のほりはんへりける。やゝありて、六郎すみもとのほらせたまひける。

かゝるあいた、まさ本心におもひ給ふやう、「九郎にはたんはの国一かこくをいたして、くにへ下ておほかたや」とそおほしめしける。され共(共)、さすかにさやうにはいゝ出しかたくて、すぎたまふ。しかるにそころ(脱カ)、たけたの大せんの大夫もとのふと一しきの六郎なかしととりあひて、かつせんなかはになりしところを、たけたの大(5ウ)せんの大夫かうりよくのためにとて、まつたんはのくにまでそたてまいらせられける。ころは永正三年七月ちうしゆんの事にてありける。たんは一こくのしよせひは申におよはず、まさもとの申つけ給いけるほとに、しよこくのくんせひつきそひてみえける。さて、いかなるしゆつくわひのきともやつもりけん、まさもとをころし申さむとて、きんしゆの人々をかたらひてようちをそいれける。ころは永正四年六月廿三日のことなれば、つねにあたこを(カ)しんしまいらせし人なれば、その日の暮(カ)に、「きやうすひをせん」とのたまいて、ゆとのへおり給ふに、いのかくはかりにゆとのうちへ心あはせけるものゝふさしかけて、うちたてまつらんとす。まさもとはおもひかけ給はざる事なれば、御心のうち、なにゝたとゑんかたもなし。すなはち、そこにて御しやうかひありける。さて、京中はたゝくらやみになる心ちそしける。よもほの〜とあけければ、みな人てんちをかへすやうにそ申あひける。さて、むまの時ばかりに、かうさいの又六・おとゝのひこ六・おなしくまこ六(6ウ)、さかのほとりより一まんよきにて、みやこへつめける。かみ京をたゝもみにもみたくて、一日にせめけり。まさもとをうしなひまいらせたるを世にためしなくおもふに、又、六郎すみ本をせめまいらすこと、申におよはず。その日のむま時よりとりの時までたゝかひ

けるに、かたきみかたうたるゝ事かすをしらす。こゝかしこにし人のありけるは、めもあてられぬありさま也。まさ本のねんらひちかつき給いし山とのひこ(7才)三郎と申人は、ゆんでめてにておひて、やにはにこときれさせ給ひける。又、はうかへの源二郎といふ人は、これもまさもとのめをかけたいしひくわんなり。まさ本の御しやうかひおひふし、たゝ一人ありてたゝかひけるか、大事のておひて、あくる廿四日のかつせんにこしにていてゝ、うちしにけるなり。「あはれなりける心さしかな」とほめぬ人はなかりける。さて、かうさいのひこ六・まこ六も、その日のかつせんにうたれけり。又六はたのみぎりたるおとい(注5)(7ウ)はうたれぬ、ちからをおとしはてたるありさまなり。さて、六郎すみもとは一日のかつせんのけちをくわへ、「すてにしやうかひせん」とのたまひけるを、みよしのちくせんのかみ申けるは、「御身をまたくもたせおはしましつて、一たび御ほんいをとけさせ給へ。さそまさもとの、くさのかけつゆのそこにててもくちをしくおほしめし候らん、こゝをは何ともおほしめし候はぬか」と申てすみもとをひきたてゝ、すまん人のくおひやうにかせんさせて、そのまきれにやかたに火をかけ、おちさせ(8才)給ふ。そのうち、あふみのくにかうかと申所へ行、山中のしんさへもんといふものをたのみ、おちとまらせ給ける。さるほとに、まさもとの一かしゆひくわんれんはんをして、九郎すみゆきをたんはよりよひのほせられける。そのありさまは中々めもおとろくはかりなり。その御せひ十まんよきに、みやこへのほり給ひける。もとのやかたへはたゝそとおちつかせたまいて、いんりやうと申寺にそいらせ給ひける。「いつしかまさもとののちのわさなと申

つけさせ給候て、おをんはふ(8ウ)ふりのきしきあるへきさまにそはんへりけり。さて、七月廿五日、京中にはさゝ木の四郎なにか候とて、こゝやかしこへものもちありき、あしよは(おそなき人)とはおちゆきさわき、申へきやうはなかりける。しかるに、八月一日たつの時には、あしかるともにさきかけさせて、まつかうさひの又六かたちへそをしかけらる。かうさひは、しやきして、やく(9才)しよ二と一所になり、まつさきに一人すみいてうちしにける。さて、九郎すみゆきの御心のうち、をしはかられてあはれなり。もとよりかくあるへしとかねてこしたまひたることなれと、さすかみやこへのほりたまける時は、われもくとしよまん人の人々かつきそいまいらせしに、きのふまでありし人はけふはなく、けさまで見えし人もゆふへにみえず。うつりかはれる世のありさま、まことに申におよはず。まことの時(9ウ)はよしの川、いわきりおとしゆく水の、せにたつへき人そなかりけり。たゞ御身にはなれぬひとゝては、はうかへ入道はかり也。すみゆきおほしめすやうは、「むねんなるうき世のありさまかな。たゞ一人なり共うち出て、おもふやをも一すちいて、うちしにせはや」と、ちたひもゝたひ御年にもたらぬ御こゝろのうちにおほしめしけれ共、はやそのあしたのかつせんくわきうにてぎせめ入て、とかくのとうりもあらは、さうひやうのてなにかよりたまふへき(10才)やうにみへければ、「それもいよくむねんなるへし。たゞとにかくにはらきらん」との給ひて、一しゆはかくそかきつけ給ひける。

あつさゆみはりて心はつよけれと

ひくてすくなき身とそなりける

はつかりのわたりもあへぬあけほのく(注し)に

くもぬにきゆる身こそつらけれ

かくてすてに御はらめさんとし給ふ所に、はうかへ入たう御にてすかりつき申やう、「さてもゆみとりの御いゑむれ脱またる御身にてましまさず。おもいもよらぬあたし世にあげぬくれぬとすきのかと(10ウ)、藤のうらはのはる秋ををくらせまいらせて、ひらかぬまきの木すへをは、いかてちらしたてまつるへき。まつをしからぬおひの身のさきたち申さん」とて、かたなにてをかけけるか、さてしもゆんでをみるもめてを見るも、御かいしやくにまいるへき人もなし。「さらはすみゆきの御しかるの御かいしやくを申て、しての山三つの川までも御とも申へし」とて、御そはへよりけるに、すみゆき御こしのかたなぬきもち、ゆんでのちのしたよりめてのわきへひきまわし(11ウ)、そのかたなをとりなをし、十もんしにかききりたまふ。御とし十九と申に、あしたのつゆときへ給ふ。はうかへ入道さしより御くひとり、そのまゝはらきらんとしけるか、一しゆはかくぞ。

いく千代をさかゆへき身のきえぬるに

おひ木のいかてのこりとまらん

かくてそのまゝねん仏申、しかいしけるとそきこへける。さて、すみゆきのつきくの御かたこのよしきゝたまいて、りうていこかれでんにあほぎちにふし、もたへこかれさせ給ふ。なかにも上らうはなげきたまふも(11ウ)御ことほりなり。わかむらさきのころよりそての上のたまもてなし、御せいしんあるを見あげまいらせみお

ろしたまいても御たのもしく、いつくを見まいらせたまふにも物のふのかたにのみ御心をよせさせたまふほとに「ふしのいゑむまれあはせ給ふ御事よ」なとゝつねは申せしに、けふはみつ、あすよりのちのこいしきのふることにてはあらざらんや。藤のうらはの御あいたのことわざは、さなからゆめにならざるや。このてかしは(12ウ)二おもて、とにもかくにもならばやと、思ひみたれて見えたまふ。御めのとほふたりながら、こへををしますなき給ふ。はしめよりをいまいらせしは、中にはたてまいらせられけれども、御けんふくのそのおりふしに、まさもとへさまゝにわひたてまつりて、二たひまいりたまひけり。そのうちはいとけなくおはしませし時のやうにもましまさねは、つねはうらみまいらせれとも、いまよりのちはまたたれ人をうらみもかこちも申へきに、おもいつゝけてなみた川、せゝのしらなみ立やます。さ(12ウ)て、いま一人の御めのとほ、「ああわせのころより藤のうらはのあけ暮を、たかき山ふかきうみとまたのもしく、見あげみおろ(脱カ)(注8)しまらせしに、又いつの世(るカ)にみもし見えたてまつるへき。そのおもかけのわかそてにうつりも、とまりたへかし。しつのおたまきならねとも、いつしかむかしをいまになさまほしくおもふ」とて、きぬひきかつきたをれふし、りうてひこかれたまふ。「さるにても、かくてみやこになからへは、いとゝうきめを水とりの、なをうき事を(13ウ)きゝもやせん」とまぢかきところを立へたて、みやこのほかへいてけるか、くもいのかりにあらねとも、ねをのみなきてわかれちに、さすかになこりをしくおもひて、しやうしにかくそかきつめたまいけり。

きみすみしみやこのうちを立いてゝ

行はなみたのふちとこそなれ

かくてはやみやこをよそになしはて、へたてはてぬるとそきこへける。上らうもいとゞ日かすの立行にも、とやありし、かくやありしなとゞなけき、この二とせのたん(13ウ)はの御ちんよりの文なととりいたし、みつぎのあとを御かたみに御らんしても、「ありし御すかたのきえて、みえたまはぬかなしきよ」と何となくつねにのたまひけん、そのことのはかすくなくといゝいたしてなけきたまふ。あまりのおもひに、まくらにたちしひやうふにかくそかきつけたまふ。

なき人のおもかけとむる春袖に

涙のあめのなとくもるらん

さて、六郎すみもとは、八月二日にみやこへ(14才)のほりたまふ。まさもとの一かひくわん数まんにんの人ゝは、御むかゑとて、のゝめきわたりけり。らく中らくくわい、きんこくたこくの人ゝは、すみもとの御のほりみとて、きせんくんしゆとかや申ける。めてたき事共なり。

此一てうつくりける物は、みのゝ国のちう人藤はらのもとかたと申せしものゝむすめなるか、あらぬ世にむまれて、うきふし(14ウ)しきあたし世に、おもひなにとくれたけの、世ゝをかかえてはま千とり、ねをのみなきておきふしの、ふしのたかねにあらねとも、おもひをよそにするかなる、人のこゝろもあはれにて、神無月はしめの十日ころなるに、のきのいたまにもるしくれも心をそむるあはれ

きよとおもいて、いぬの時はかりにおもひ立、ゐの時につくりいたして、いとゞなみたをもよをしける。これはすみゆきの御かたみにさふらはせ給いしみのゝくにのちう人のしるへに(15才)て、つねはまいり、すみゆきのあかしのころより見まいらせしによりて、おもひはいとゞふかくさの、つゆのたまちるはかりなり。

九郎殿物語(目錄題)

九郎殿物語目錄全

政元御養子内談之事

九条殿若君御養子之事

六郎殿御養子之事

政元遭害給事

焼香之事付薬師寺与一最期之事

九郎殿最期之事

九条殿御歎之事(1才)

序

夫以士之道者志文武之両道。而乱悪之世ニハ以、武ヲ敵ヲ退ケ、可治国家ヲ。亦、治世ニハ以文ヲ興政施仁守義公帝ニ仕ヘテ尽忠有所以。民ヲ憐者蓋通天道、子孫永ク守弓馬道可為武運長久者也。儒書曰、一家仁アレハ一国興仁、一家讓アレハ一国興讓。一人貪戾ナレハ一国作乱トカヤ。私曰、此物語旧(1ウ)頗ル有過レトモ、有悞改。予文書ニシテ、不足力ハナリ。故ニ如旧本記畢。

爰ニ人王百五世後柏原院之御宇ニ、細川右京大夫政元トテ、名ヲ得

タル弓取アリ。御年既ニ四十ニ充タマヘトモ、終ニ定マル妻ヲ持タマハテ、夫婦之語ライナカリシカハ、男子ニテモ女子ニテモ御子一人マシマサス。或時政元、家中之面々ヲ召シテ被仰出ケルハ、「我雖四十余ト、子一人モ不⁽²⁾志⁽²⁾持。老少不定ノ世ナレハ明日モ不知命ナレハ、養子ヲ仕テ継世ヲハヤト思フハ如何ニ」トアリケルハ、江在又六進出テ申ケルハ、「誠ニ是ハ目出度上意也。各如何カ計ラヒ給ヘ」ト申ケレハ、葉師寺ノ与一申ケルハ、「九条関白殿ニハ公達教多ヲウシマス。中ニモ末ノ御子ヲ九郎殿^(4ウ)ト申テ御座有由承申也。某カシ内縁ヲ持テ候間、九条殿へ申入テ見候ハン」トソ申ケル。河江・江在^(2ウ)・奈良・安富・其外ノ侍、皆「目出度」トソ申テ、御前ヲマカリ立ニケル。

文龜二年八月二日ニ葉師寺与一ヲ御使者ニテ九条殿へ申入ラレケルハ、関白夫婦聞召、武家へ降ス事如何トハ思召セトモ、公達教多マシマス上、殊ニハ政元ハ都ヲ守ル人ナレハ、不及力給、御契約ヲソアソハシケル。吉日ヲ撰ラミ、各御迎ニソマイラレケル。九郎殿御年十四歳、本ヨリ公家^(3オ)ノ御事ナレハ、貞容誠美シク渡ラセ給マフ。御屋形へ移ツラセ給イシカハ、政元之御寵愛、一門諸從ノ崇敬ハ無限。政元ノ古ニ替ラセ不給、御名ヲモ忽馬殿トソ申ケル。日月ニ新タニ芙蓉ノ花開ケタル装ヲヒ、ウルハシクフイタチタマイヌ。質ノイミシキノミニモアラス、才芸人ニスクレ、意ハセタクヒナシ。角テ三年モ過ヌレハ、永正二年ニ成ニケリ。或時^(3ウ)政元、江在ノ又六ヲ召テ被仰出ケルハ、「阿波入道ノ孫ニ六郎隅元トテ有。一家ヲ措置、九郎殿ニ世ヲ譲ルナラハ、自似招乱。九郎ニハ丹波ヲ一國マイラスヘシ。六郎ヲ召上セ、世ヲ譲ラン」トソノタマ

ヒケル。永正二年十月下旬ニ都ヲ立テ、阿波ニソ下リケリ。扱、阿波ノ入道殿ニ見參シテ申入ケルハ、「六郎殿ヲ政元養子ニ申請、一跡^(ヲヒ)リ可申」由潛ニ申入ケレハ、入道如何、アラント思ヒ^(4オ)給ヘトモ、又六弁口ニマカセ理ヲ攻テ申ケレハ、入道殿不及辞スルニ、御契約アリテ、又六ハ反ハサレケル。又六都ニ上リテ政元ニ此由角ト申上ケレハ、御喜ハ無限。同三年二月上旬、六郎殿阿波ヨリ上リ給イテ政元ニ御対面アリケレハ、御感不斜ケリ。角而六郎殿都ニ渡ラセ給フニ、九郎殿ヲ同ク都ニ置申サンコト不可然。内々計ライタマフコトク、九郎殿ニハ丹波ヲ進ラセテ下シ申サレケル^(4ウ)。「サスカ敵ノ國ナレハ、戦アルヘシ」トテ、武具ノ用意有リテ、放下辺入道浄円ヲ侍大将トシテ三百余騎、都ヲ立テ丹波ノ敵ニソ向ハレケル。阿弥陀カ峰ナレハ西ニ向テ陣ヲ取、未矢合セモナク、ソ、ロニ月日ヲ送ル所ニ、永正四年六月廿五日、都ヨリ飛脚一人大汗ヲ水ノコトクナカシテ大息ヲ垂カネテ、放下辺入道カ陳ニ来リテ申ケルハ、「政元公、去廿四日之暮^(5オ)方ニ御月待^(5ウ)仰御湯ヲアビサセ給ヒケルカ、誰トハ不知、御浴室ニ込入、都之貴賤懼畏レシ政元ヲ不知説人、奉討甲也」ト語候程ニ、九郎殿ヲ初放下辺入道以下之武士、皆鎧ノ袖ヲソヌラシケリ。扱、丹波ノ戦ヲ止テ、取物モトリアヘス、都ニ歸リタマイケリ。事之子細ヲ委御尋アリケレハ、飛脚之申ニタカハサリケリ。政元御最期之刻^(5ウ)、年月被懸御目ヲ放下辺源次郎ト云若衆アリ。生年十七歳ニ成ケルカ、ヨリアヒ大勢ニ分テ入、四角八面ニ切テ廻リシカ、大勢ニ手ヲ負セ、終被討ニケリ。寔ニ君臣ノ義ニ叶ナヒ、且ハ男色ノ情深クシテ一命ヲ捨テ、尸ハ草徑カ亡骨トナレトモ、名ハ后代ニ不朽セト、感セス人ハナカリ

ケリ。京都ノ噪動ハカキリモナシ。能々聞ケハ、薬師寺之与一、九郎殿(6才)ヲ九条殿ヨリ申請タルニ、亦六郎殿ヲ御取立アルニヨツテ、与一無念ニ思、天命ハ懼ケレトモ、政元ヲ害シ、九郎殿ヲ世ニ立可奉トノ態トソサ、ヤキケル。六郎殿ノ事ト云者モアリ、江在カ仕タルトモ申、亦ハ三好筑前カ計コト、モ聞ヘケリ。互ニ疑ウタカハレ、心ヲ置アヘヌ者ハナカリケリ。六月晦日、大心院殿一七ケ日ニナレハ、仏事施僧之イトナミ取行ナヒ、人(6ウ)人々^(行)焼香ニ参リ給。九郎殿・六郎殿、何レモ一門ノ人々諸徒ニ至ルマテ御焼香メサレシカ、如何カ思日ケン、薬師寺与一ハ御焼香ニモ出ザリケレハ、サレハコソト人々思ヘル色ナル時、与一其日ヨリ淀ノ城ヘ取テ除ク。扱コソ与一カ謀叛ハ顯レタリ。六郎殿、「サラハ与一ヲ攻ヨ」トテ、淀ノ城ヘ向ハレケル。其時、与一カ^(弟)第二与次ト云者アリシカ、六郎殿ノ御前ニ参リテ申様ハ、「今度兄ノ与一カ不義ヲ仕事、定テ某(7才)存知仕ラヌ事ハ有マシキト思召サレ候ハソコソ口惜ク存ツルナリ。全ク以テ不知候。某マカリ向イ、与一カ首ヲ取テ進セ候ヘシ。兄ニ弓引事不義ナラハ、与一弑主君ヲ程ノ大逆罪ノ者ナレハ、ナシカハ亡ヒ候イナン」ト申ケレハ、六郎殿、「内々汝モ謀叛ノ人数ト思日ツルニ、扱ハ二心ハナカリケル」トテ、御紋ノ筒衣給マワツテ、其勢二百余騎ニテ淀ノ城ヘ取懸、爰ヲ最期ト責戦フ。城中ニモ与一カ頼切タル郎等、互ニ命ヲ不惜フセキ戦フ。雖然、卅八騎ト二百余(7ウ)騎、其上俄ノ籠城ナレハ、ナジカハ少モタマルヘキ。郎等皆討タレシカハ、今ハ叶ハシトヤ思日ケン、城ニ火ヲ放テ腹一文字ニカキ切テ、一片ノ烟トコソハナリニケル。与次ハ御褒美ニコソ預リケル。扱其後、六郎殿ト九郎殿ト御中不和ニナラセタ

マイ、九郎殿之御屋キンリヤウヘ六郎殿、以大勢ヲ推寄給ト聴ヘケレハ、九郎殿ニハ放下刃入道浄(8才)円・小野平八成次・安富十郎・荒尾但馬、カレコレワツカ百騎ニハ過サリケリ。六郎殿打立タマヘハ、河江五郎・奈郎源五・橋本治部・天野権八、是等ヲ初而都合其勢三百余騎、程ナク推寄、鬨ケンテ責戦。「九郎殿之御内ニ荒尾但馬」ト名乗テ、黒糸ノ鍔鉞形打チタル甲ノ緒ヲ縮、三尺五寸之打刀十文字ニサシナン、黒キ馬ニ白フクリン(8ウ)ノクラヲ置テ打乗、白木ノ弓ニ大長刀ヲ取添テ面モフラスセメタ、カフ。ツ、ク味方ハ安富十郎・小池新八・入江彦六、互ニ命ヲ不惜切戦。敵味方入乱、首ヲ取モアリ、トラル、モアリ。但馬・安富・小池、何モ名ヲ得シ兵ナレハ、敵数多射取打取高名ヲ極メケルカ、安富十郎ハ河江五郎ニ組テ被討ケル。小池新八ハ天野権八ト組テ天野(9才)ヲ取テヲサヘ首ヲ取テ立アカル所ヲ、岩田八郎ヨツヒイテハナツ矢ニ打カフトヲ射ラレタラル、所ヲ、岩田カ郎等終ニ首ヲ取ニケル。早合戦モ窮リスト見ヘシ時、大ノ男ノ散々ニタ、カイ痛手負テ、長刀ノ鋒ニ敵ノ首ヲ貫ヌキ、九郎殿ノ御前ニ参、「是ハ小池新八カ^(弟)第二新九郎ト申者ニテ候。新八モ被討テ候。味方散々ニ打ナサレ候。何(9ウ)モカタノコトク高名仕、打死仕候。奥村兵衛カ振舞鬼神ノコトクニテ、能武者七八騎打トリ候イシカ、其後ハ大勢ニ分ツテ入候カ、生死不知ナリテ候。今ハ荒尾但馬カ動キコソ見事ナル見物ニテ候。手本ニ能武者十四五騎モ射伏セ切フセ、馬ヲ射サセヨリ立テ戦候。今少見物仕度候ヘトモ、御所之御自害ス、メマイラセント存テ参リテ候。此首ハ六(10才)郎殿ノ侍大将橋本治部ト申者カ首ニテ候。組テ打取申候也。今ハ定而荒尾モ打死コソ仕候ラン。某フセキ

矢仕可申。早御自害可有」トテ、面ハコソハ打出ケル。九郎殿、入道ニ向イ被仰ケルハ、「サラハ自害スヘシ。腹ヲハナニト切ルモノ」トノタマイケレハ、淨円承、泪ヲナカシテ申ケルハ、「御武具ヌキ置セタマイ、チイサキ御腰ノ物逆(10ウ)手ニ取テ左ノ御脇ニ御突立候イテ、右へ引廻シアルヘシ。入道御介断仕、御供ノ腹可仕」申ケレハ、「扱ハイト安キ事ニテ候。嬉クモ介断セラレ候モノカナ」トウチエマセ給イテ、御硯召寄、思日ツ、ケタマイケル最期云葉ソ哀レナル。

梓弓張テ心ハ彊ケレト引手算キ身コソツラケレ

ト被遊テ、鎧ヌキステ御(11才)肩ヌカセ給イテ、白ク清ケナル御膚ニ刀ヲ突立タマヘハ、入道御首給ワリケリ。角テ入道、衣引懸タテマツリ、御傍ニ立寄カキクトキ申ケルハ、「扱モ、此年月ハ長生仕事ヨト口惜ク候イシカ、御最期ノ御届ケ仕、殊ニ御供ノ腹仕事、誠ニ弓矢ノ冥加ト存スルナリ。頓テ追付申サン」トテ、同朋ヲ召テ、「此御辞世ヲ九条殿へ奉レ」トテ、御(11ウ)形見トモ取添テ同朋ニ渡、入道モ辞世ヲ残サトテ、

風ソ浮ツホメメル花ノチリユクニ老木ノイカテ残り留ラン

又

生不_レ受_二天堂、死不_レ怕_二地獄、

扱、御所ニ火懸テ太刀ヲ胸ニ推当、突貫テ失ニケリ。放下辺入道淨円・同源次郎(12才)父子カ最期之有様、見者聴者譽ヌ者コソナカリケリ。今ハフセキ失仕兵共皆被討シカハ、敵乱入、九郎殿・放下辺入道以下ノ首取持テ出ニケリ。九条殿ニハ覺束ナク思召、人ヲ走ラカシ聞給ヘトモ、乱ノ中ノ事ナレハ、問ニ答ル者モナシ。良アツ

テ戸板上ニ白キ衣ヲ引懸ケタル物ヲ持テ出タル者アリ。「何ソ」ト問ヘハ、「是コソ九郎(12ウ)殿ノ御首ヨ」ト申ケルヲ、聞ヨリ早ク走りカヘリテ此由角ト申上ケレハ、「誠シカラヌ事カナ」トアキレハテサセ給フ所ニ、同朋参御形見トモ奉レハ、関白夫婦ハ、「夢カヤ、アサマシヤ」トテ、モタヘコカレテ泣カナシミタマウ御歎キハ、語ルニ云葉ナカルヘシ。北ノ御方衣引カツキ臥給フ。侍女房達アヤシノハシタモノニ至ルマテ、声ヲアケテソカナシミ(13才)ケル有様、婆羅双樹ノ中ニテ仏涅槃ニ入給イシ二月中ノ五日モ、是ニハシカシトアハレナリ。此御所ノ御有様、月日ノ光モ見タハテ、泪ノ雨ノ曇ル日ニ、北ノ御方女房達ニ向イ、九郎殿二葉ノ御時ヨリ物語シタマフ其中ニ、宰相トテ年ノ程四十計ナル女房ノ申サレケルハ、「過シ初春ノ御文トテ、ミツカラ丹波ニ下リシ時、御見参ニ入奉レ(13ウ)ハ、『宰相、サコツ旅ノツカレ嬾クアラン』ト被仰、喜シケニ打エマセタマフ御貞、モ、ノコビマテアヤカニ向ハセタマウ。御文トテ奉レハ、三度礼シ、『春ノ初ノ御ヨロコビ』ナント被仰ケル顔ハセ、何ノ世ニカハ忘可奉。其后都ノ事ナト委御尋アリシカハ、コマノ御物語申上ケレハ、小夜モ漸々更行マ、『局ノ住居ツカマツラン』ト申セハ、『宰相(14才)、今少シ物語スヘキニ』ト被仰ケルホトニ、ミツカラモ御メツラカノマ、海士ノモシヲ木トヤラントリアツメカタリマイラスレハ、九郎殿被仰シ事ニハ、『都ノアリサマ昔ニ替リ、九条ノ御所モサコソ籠クナリヌラン。セメテハ都ニモアルナラハ、孝行ノ道ニモ志スヘキニ、心ノミニテカイモナシ。田舎ノ者モ一度ハ都ニホリ、帝土ノ住居ヲソソ(14ウ)ハ望ムヤカラモアルニ、殊ニ宮中ニ近キ身ト生レナカラ、カ、ル田

舎へ下ル事、昭君トヤランカ胡国へ行ケル時、馬上ニ琵琶ヲ彈セシ
 モ思日ヤラレ、眼前ニ我アリナカラ六郎ヲ召上セラル、事、口惜サ
 思日ヤリタマヘ。過シ立春ノ夜ノ夢ニ、黄ナル裝束ニ冠ヲキテ羊ノ
 車ニノリテ関白ノ御所へ行ト思ヘハ、着タル冠俄ニヲチテ、其(15
 オ)后ハヤミクトシタル所ニ行ト思ヘハ、夢サメヌ。是ハ能夢ヤ
 ラン、悪キ夢ヤラン」ト被仰ケルホトニ、心ニハフハクシク思ヒ
 奉レトモ、『是ハ能御夢ニテサフラウ。羊ハ親孝行ノモノ、殊ニ大
 国ノモノナレハ、人ノ国マテ從ヒ奉ルヘシ』ト申シナリ。其後都ニ
 カヘリシトキ、此事申スヘキト思ヘトモ、年ノ初ニ御心ニモカケサ
 セ給ヘキト推量リ、申サ、リシ(15ウ)ナリ。角可有ト知ナラハ、
 夢ノ告ヲモ語り申ヘキモノヲトクヤマレケルコソ理リナレ。北ノ
 御方被仰ケルハ、「ウラメシヤ。今マテハ何トテ語ラサリシソ。左
 様ノ告ヲ聞ナラハ、伊勢ヘハ神馬ヲ引テ進ラセ、岩清水ヘハ弓矢太
 刀刀、北野ヘハ万句ノ連歌、百首ノ歌、鴨ヘハ駒クラヘ、貴布祢ヘハ
 一ハナタノヲヒ、其外諸神詣ルニ祈ルナラハ(16オ)、此度九郎力命
 ヲ転カヘサセタマハン」ト墓ナキ事ソノタマイテ、臥マロヒテソ
 泣タマウ。関白被仰ケルハ、「九郎力事ハ一度武家へ契約セシ上ハ、
 不及力次第也。式ハ一門ニキラハレ、又ハ一家ニソムケラレ、遠國
 遠島ニ流ラン、賤山カツヲ侍テ命ヲツナキ、亦ハ吟沢畔ニ形容カレ
 フトロヘアサマシク成果テシヨリ、中々為九郎ニハ本意(16ウ)也。
 夫生者必滅ノ理、老少不定ノ世ナレハ、非可論觀無生已前ヲ、為空
 タ無容無質ト曰トスレハ、雨露霜雪花鳥風月ト顯ハシ、有為ノ定メ
 ナキ習、歎テモ尚アマリアリ。無常ハ真如実相ナリ。為亡魂ノニハ
 歎ヲト、メ、一念発菩提心ヲ、九郎カ後世ヲモ弔ライ、永キ世ノ闊

ヲモ照ラシタマヘ」トシメシタマフゾアハレナル。扱亦、都ハ六郎
 殿ト江在ノ又六ト亦戦出来ケル。又六カ勢ハ洪水ノ(17オ)ノコト
 クニ成、六郎殿御味方ハ心替リシ落行ケル間、叶ハシトヤ思召ケ
 ン、本国ニソ下リ給イケリ。津ノ国衆モ目出度シトテ引取ケレハ、
 都ノ内ハ算ヲ散セルコトクニテ、何可治トモ見エサリケリ。

永正五年四月日 清水弥左衛門

光好(花押)

〈注〉

- 1 「さ」の右上にえんじ色の不審紙貼付。
- 2 「さちよ」は「さんちよ」または「さいちよ」か。
- 3 「共」の右下にえんじ色の不審紙貼付。
- 4 「た」の左上にえんじ色の不審紙貼付。
- 5 「おと」と「おと」と「おと」とか。
- 6 尊経閣文庫蔵「土佐国下書状案文」(続群書類従「細川大心院記」)は、この部分、「香西又六は私宅に火をかけて薬師寺三郎左衛門が宿所にはせくはる」とする。
- 7 「れ」は初め「り」で、その上から「れ」を撫書き。
- 8 歴史的仮名遣いでは「まゐる」だが、本書は「まゐる」のように、「い」を用いている。
- 9 虫損箇所は「ト被」か。
- 10 「頓」の「屯」は原本「号」。今改めた。
- 11 「メ」は初め「ホ」。その上に「メ」と撫書き。但し、衍字。
- 12 「一」は「ハナタ」の「一」を書きさしたものが。